

# 滝沢市で犬のフン害 苦情が増加しています!!

◇犬のフンを片付けることは、飼い主にとって**最低限のマナー**です。

◇フンを放置した場合、岩手県の迷惑防止条例違反により、**6月以下の懲役又は50万円以下の罰金**が科せられます。

◇令和4年度には、**岩手県警察が室小路地区の犬のフン害現場の確認**を行っています。

◇**フンだけでなく尿についても**、自宅の前で毎日されて困っている方がいます。

◇飼い主は、犬が家でトイレを済ませられるよう訓練しましょう。

◇外でトイレが必要な場合は**必ず後始末を**しましょう。

犬のフンは  
飼い主が持ち帰りましょう



お問い合わせ／滝沢市 市民環境部 環境課  
電話／019-656-6510